

お知らせ

1月は「償却資産税申告書」・「給与支払報告書」・「法定調書」等、提出すべき書類が多く存在します。
お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2018

1月号

vol.49

NEWS LETTER

明けましておめでとうございます。
今年が平成として締めくくりの一年となります。
思い起こせば30年前は大学に入学した年でした。
大学1年時に初めて簿記の勉強をし、それ以来税理士の資格をとり、実務を覚え、開業をし、社会にもまれ、そして30年を経た現在、7名の仲間と共に中小零細企業の黒字化と発展のお手伝いができていることを思うと、私の人生にとっての平成時代は大変有意義な時間であったと思います。その有終の美を飾るべく、この1年を大胆かつ大切に過ごしていこうと思います。
今年一年宜しくお願い申し上げます。

岡村 景明

*** 1月から給与の源泉徴収が変わる！
扶養親族等の数の改正**

*** Message From Staff**

～今年の一文字～



100年先の企業を考える

岡村税理士事務所

兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2-24-202
TEL : 078-862-3186 / FAX : 078-862-3187
URL : <http://www.okamura-tax.jp/>



1月から給与の源泉徴収が変わる！ 扶養親族等の数の改正

平成30年1月改正の配偶者控除や配偶者特別控除に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、平成30年分の扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載項目も変わりました。今回は30年分のマル扶から、改めて「扶養親族等の数」の数え方を確認しましょう。

扶養親族等の数

給与を支給する際に源泉所得税を徴収します。例えばマル扶の提出を受けている者であれば、源泉所得税は『給与所得の源泉徴収税額表』の“甲”欄を用いて算定します（次ページ【参考1】）。具体的には、〔その月の社会保険料等控除後の給与等の金額〕をもとに、「扶養親族等の数」に応じて税額を求めます。つまり、税額算定には「扶養親族等の数」が必要となります。

この「扶養親族等の数」は、30年1月以後の給与支給分から下表のとおりとなりました。

扶養親族等の数：次の①から④の合計

- ①源泉控除対象配偶者に該当・・・1人加算
- ②控除対象扶養親族に該当・・・1人加算
- ③所得者本人が次に該当するごと・・・1人加算
 - ・障害者（特別障害者を含む）
 - ・寡夫又は寡婦（特別の寡婦を含む）
 - ・勤労学生
- ④所得者本人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、次のいずれかに該当するごと・・・1人加算
 - ・障害者（特別障害者を含む）
 - ・同居特別障害者

この数の算定に当たって、これまでとの違いは①の配偶者の対象範囲のみです。

対象となる配偶者の要件

これまで数に含める配偶者の要件は、『配偶者の合計所得金額が38万円以下』のみでした。これが次に変わりました。

源泉控除対象配偶者：以下の全てを満たす者

- ・配偶者の合計所得金額が85万円以下
- ・所得者本人の合計所得金額が900万円以下

ちなみに、④の“同一生計配偶者”は名称が変更されましたが、要件は変わらず『配偶者の合計所得金額が38万円以下』のみです。

扶養親族等の数の求め方

「扶養親族等の数」は、提出を受けたマル扶から求めます。実際にどこを見て算定するのか、次ページに図解を示しました。実務の参考になさってください。

配偶者：以下の全てを満たす者

- 1.婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者
- 2.所得者本人と生計が一緒
- 3.青色事業専従者としてその年中に給与の支払を一度も受けていない又は白色事業専従者でない

扶養親族：以下の全てを満たす者

- 1.所得者本人と生計が一緒
- 2.合計所得金額が38万円以下

控除対象扶養親族：以下の全てを満たす者

- 1.上記扶養親族に該当
- 2.その年の12月31日現在16歳以上

【参考1】平成30年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（一部抜粋）

給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）										
（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成29年3月31日財務省告示第95号改正））										
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税 額								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0

国税庁HP「平成30年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」より

【参考2】マル扶からの「扶養親族等の数」の求め方

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭24.1.1以前生) 特定扶養親族 (平8.1.2生~12.1.1生)	平成30年中の所得の規模額																								
		あなたとの続柄	生年月日		非居住者である親族	生計を一にする事実																							
A 源泉控除対象配偶者 (注1)	マイ サトコ 米井 聡子					400,000円																							
B 主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平15.1.1以前生)	1 マイ キョウヘイ 米井 京平	子	明・大 昭・平 8・10・22	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族																									
	2 マイ カリン 米井 花梨			<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族																									
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他																									
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他																									
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> <th>寡婦</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> <td><input type="checkbox"/> 特別の寡婦</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> <td><input type="checkbox"/> 寡夫</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>✓(1)人</td> <td><input type="checkbox"/> 勤労学生</td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	一般の障害者				()人	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦	特別障害者				()人	<input type="checkbox"/> 寡夫	同居特別障害者				✓(1)人	<input type="checkbox"/> 勤労学生			
区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦																								
一般の障害者				()人	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦																								
特別障害者				()人	<input type="checkbox"/> 寡夫																								
同居特別障害者				✓(1)人	<input type="checkbox"/> 勤労学生																								

ここに記載がある=加算
記載例の場合...1人加算

ここに記載がある=加算
記載例の場合...2人加算

記載例の場合：
「扶養親族等の数」
=5人

ここ☑が入っている☑の数を加算
注意：
・扶養親族の列は“(人)”の人数分を加算
・同居特別障害者は、更に1人加算
記載例の場合...2人加算（同居特別障害者が1人いるため）



Message From Staff

～今年の一文字～



【余】

今年は時間管理の中で「第Ⅱ領域」を意識していきたいと思います。

第Ⅱ領域とは緊急ではないが重要なものという領域になります。

人間関係づくり、勉強や自己啓発、健康維持といったものを大切にしていきたいです。

そのためにも余裕を持てる人間になっていきたいと思います。

直江 美佳



【恩】

本当に出会いに恵まれており、今までたくさんの方々公私共に良くして頂き今の自分があります。今後は教わってばかりではなく、教わった事を次に伝えていく役目も担っていきたいと思います。また仕事、家族、友人と受けてきた御恩を少しずつでも返していけるような行いも心掛けたいと思います。

松尾 圭司



【変】

年明けのおみくじが大吉でした。内容としては「心静かに事にあたれば良い結果が得られるでしょう」ということでした。。私にとってはなかなか難しい事を言われてしまいました。良い結果を得る為に、今年は心静かに事にあたれる人へと変化したいと思います。

川端 優美



【支】

皆様に支えられて充実した日々を過ごすことができています。支えられてばかりではなく、支え合っていけるような関係性を築いていくためにも、家庭や仕事において支える側として出来ることを増やす一年にしたいと思います。

竹内 菜美



【前】

仕事や子育てをする中で、日々色々な問題に直面します。

どんな事もプラスに捉えて、「前向きに」笑顔で一年を過ごしたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

芦谷 久美子



【続】

「継続は力なり」からの一文字を取りました。

昨年、習い事を始めたり、課題を掲げ取り組んできましたが、毎日、取り組むことが出来ませんでした。今年は必ず毎日取り組んでいきたいと思います。

二日市 昌代



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1分

JR 六甲道

